



第111期定時株主総会 招集ご通知

日 時 平成26年6月27日（金曜日）
午前10時

場 所 秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室

株式会社 秋 田 銀 行

株 主 各 位

秋田市山王三丁目2番1号

株式会社 秋 田 銀 行

取締役頭取 湊 屋 隆 夫

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第111期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 平成26年6月27日（金曜日） 午前10時
2 場 所 秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3 株主総会の目的事項

- 報告事項 1 第111期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2 第111期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

(以 上)

 お 願 い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。）

 お 知 ら せ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表および連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（http://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。（http://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm）

添付書類

第111期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

イ 当行の主要な事業内容

本店ほか支店95か店、出張所1か店、計97か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

ロ 金融経済環境

○国内経済環境

平成25年度の国内経済は、年度前半、個人消費が堅調に推移したほか、公共投資も大幅に増加し、総じて回復傾向が強まりました。年度後半は、新興国経済の減速などを背景に輸出が弱含みで推移しましたが、企業収益の改善から設備投資に持ち直しの動きがみられたほか、消費税増税前の駆け込み需要により住宅投資や個人消費も増加傾向で推移するなど、総じて緩やかな回復が続きました。この間、雇用・所得環境は、改善の動きが続きました。

○県内経済環境

当行の中心的な営業基盤である秋田県の県内経済は、年度前半、公共工事や住宅着工が堅調に推移し、総じて持ち直しの動きが続きました。年度後半は、生産活動の持ち直しの動きが強まったほか、個人消費も消費税増税前の駆け込み需要がみられ、総じて緩やかな回復傾向を辿りました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイス、スマートフォンや自動車向けの部品需要が増加し、持ち直しの動きが続きました。需要面では、建設は公共工事の増勢が続いたほか、住宅着工も増加傾向で推移しました。また、商況は、年度後半から自動車販売などに駆け込み需要がみられ、堅調な動きが続きました。

○金融環境

金融面では、日本銀行による国債やリスク性資産の購入増額、購入対象国債の満期構成長期化等、「量的・質的金融緩和」の実施等によって、短期金利は0.1%を下回る低い水準で推移しました。長期金利は、前半は大きく変動する場面もありましたが、その後は低下基調が続き、年度終盤に新発10年物国債利回りは一時0.5%台まで低下しました。一方、日経平均株価は、国内景気や企業業績の回復などから年末にかけて16,000円台まで上昇しましたが、その後は新興国不安などから調整局面に入り、15,000円を挟んで推移しました。また、為替相場は、日本銀行の大規模な金融緩和を受けて年末にかけて105円台まで下落しましたが、その後は、米国経済の下振れ懸念やウクライナ情勢の先行き不透明感から円高に振れ、102円を挟んで推移しました。

ハ 事業の経過及び成果

以上のような経営環境のもと、平成25年度からスタートした中期経営計画「あきざん<しんか³（キューブ）>プロジェクト」で掲げた、①「お客様との取引の「深化」による収益基盤の確立」、②「一人ひとりが「真価」を発揮する組織の構築」、③「「新価」の創造による地域発展への貢献」の3つの重点方針に基づき、各種施策に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

○総預金

個人、法人、地方公共団体からの預金が増加したことから、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比960億円増加し、2兆4,953億円となりました。

期中平均残高は、前期比519億円増加し、2兆4,446億円（譲渡性預金を含む。）となりました。

○預り資産

預り資産の残高は、生命保険の販売が順調に推移したものの、公共債が減少したことから、前期末比10億円減少（公共債83億円減少、投資信託3億円増加、生命保険77億円増加）し、2,230億円となりました。

○貸出金

事業先向け貸出金は減少したものの、住宅ローンや地方公共団体向け貸出金が増加したことにより、貸出金の期末残高は前期末比587億円増加し、1兆4,963億円となりました。

期中平均残高は、前期並みの1兆4,401億円となりました。

○有価証券

期末残高は、前期末比1,277億円増加し、1兆10億円となりました。

期中平均残高は、前期比334億円増加し、9,609億円となりました。

○損 益

経常収益は、貸出金や有価証券の利回り低下により、前期比57億7千8百万円減収の397億8千5百万円となりました。経常費用は、与信関係費用や債券・株式等償却の減少などにより、前期比85億2千5百万円減少し、309億1千9百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比27億4千7百万円増益の88億6千5百万円となりました。また、企業年金の改定に伴う過去勤務費用償却益26億3千8百万円を特別利益として計上したことから、当期純利益は前期比27億5千7百万円増益の61億8千6百万円となりました。

○法人向け商品・サービス

法人部門におきましては、地域のお取引先の資金ニーズへ積極的に対応するとともに、地元企業の皆さまの良き経営パートナーであるよう、営業店と本部が一体となり、お客様の様々な経営ニーズに的確にお応えすることに努めてまいりました。

海外分野では、経済成長著しいアジア地域でのビジネスニーズの高まりを受け、インドネシア投資調整庁や交通銀行（中国）など、同地域の6つの有力機関と業務提携し、サポート体制の強化をはかりました。さらには、秋田県と共同で「秋田県インドネシア・ベトナム経済交流ミッション」を開催し、県内企業のビジネスチャンスの拡大や両国と秋田県の経済交流拡大に努めたほか、青森銀行、岩手銀行と共同で「北東北食品ビジネス商談会in香港」を開催し、海外販路の拡大支援に取り組みました。

今後の成長産業として期待されるアグリビジネス分野では、地域サポート部内に新設した「アグリビジネス推進室」を中心に、「東北6次産業化サポートファンド」の設立や、地域特産の「食」の商品開発にインターネットユーザーの意見・アイデアを活用するサービス「うまいもんプロデューサー秋田」の提供開始など、6次産業化をはじめとするアグリビジネスの拡大に向けた施策を推進しております。加えて、農業関連事業者の会員組織として「あきたアグリビジネス研究会」を設立し、会員相互の情報交換機会の提供や、アドバイザーである行政機関等との連携支援などを進めております。

また、再生可能エネルギー分野では、日本海沿岸の恵まれた風資源を活用した風力発電事業の事業化を目的とした「株式会社A-WIND ENERGY（エーウインドエナジー）」の設立にあたり、計画立案など同社の設立を全面的にサポートいたしました。風力発電事業に限らず、本県では再生可能エネルギー関連事業への取組みが進んでおり、当行では、今後とも積極的な支援に取り組んでまいります。

アグリビジネスや再生可能エネルギーなど、新たな産業の育成・支援は、本県経済の発展のために必要不可欠なものであり、当行では、こうした取組みを一層推進することで、経営理念である「地域共栄」の実践に努めてまいります。

○個人向け商品・サービス

個人部門におきましては、将来のマイホーム取得に向けた資金準備にお使いいただける「住宅積立定期預金」の取扱いを開始したほか、教育資金を贈与する際に贈与税を非課税とする「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した専用口座や、相続によりお受取りされた資金をお預かりする「相続専用定期預金」の取扱いを開始いたしました。

また、家計の中長期的な資産形成の支援や、投資の裾野拡大によるわが国経済の活性化を目的とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」が平成26年1月よりスタートしておりますが、当行では、お客様の資産づくりを応援する重要な金融サービスのひとつとして、その普及に向け積極的に取り組んでおります。

○店舗・ATM

店舗ネットワークにおきましては、能代駅前支店を能代支店に統合のうえ移転・新築し、営業効率の向上をはかったほか、御所野ニュータウン支店ならびに本荘東支店については、よりご利用いただきやすいよう移転のうえ新築いたしました。なお、御所野ニュータウン支店では、同時に土曜・日曜営業を開始し、一層のサービス拡充をはかりました。

ATM業務におきましては、山形銀行とのATM業務提携による相互利用を開始し、ネットワークの一層の拡大に取り組みました。

○CSR活動

CSRへの取組みにおきましては、地域の将来を担う子どもたちの育成を支援するため、新たに仙北市と「子育て支援」に関する協定を締結し、住宅ローンにおいて「子育て支援特別金利」の取扱いを開始したほか、職場見学の受入れや親子向けイベントの開催など、金融経済教育活動を継続実施してまいりました。一方、環境保護の分野では、前年度に引き続き、由利本荘市ならびに八峰町において、植樹や間伐、下刈りなどの「森づくり活動」を実施いたしました。さらには、文化、芸術、スポーツなどの分野においても、地域イベントへの協賛や支援活動に取り組み、豊かな地域づくりへの貢献に努めました。

このほかにも、秋田県を訪れる観光客を、全行運動としておもてなしする「〈あきぎん〉おもてなし運動」を実施し観光振興に取り組んだほか、安全・安心な地域づくりに向けた、県内自治体との災害協力協定や、秋田県警察とのサイバー犯罪への連携・共同対処協定などを実施いたしました。

○資本政策

資本政策につきましては、株主の皆さまへの利益還元をはかるため、自己株式の取得を決定し市場買付を実施いたしました。

b 当行が対処すべき課題

当行では、地域やお客様からの「期待を超える価値を提供しつづける銀行」を目指して、中期経営計画「あきぎんくしんか³（キューブ）>プロジェクト」を平成25年3月に策定し、「お客様との取引の「深化」による収益基盤の確立」、「一人ひとりが「真価」を発揮する組織の構築」、「「新価」の創造による地域発展への貢献」の3つの重点方針に基づく諸施策に取り組んでまいりました。

この結果、平成25年度の業績は当初計画を上回る利益を確保いたしました。しかし、少子高齢化の進行、他金融機関との競合の激化、地方経済回復の遅れなど、当行を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にあり、地域に根ざす金融機関として、収益基盤の強化は今後も重要な課題であると認識しております。

当行では、引き続き経営計画に定める諸施策を遂行し、着実に成果をあげていくことで、皆さまがご安心してお付き合いいただけるよう、経営管理態勢の強化に努め、企業価値の向上をはかってまいり所存であります。また、地域金融機関の使命として、地域経済の活性化、地域社会の発展に貢献し、「地域共栄」の経営理念を具現化できるよう、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、皆さまの一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預 金	21,830	22,857	22,734	23,634
定期性預金	11,057	10,909	10,526	10,793
その他	10,773	11,947	12,207	12,841
貸 出 金	13,972	14,472	14,376	14,963
個人向け	3,257	3,304	3,344	3,442
中小企業向け	4,792	4,869	4,641	4,656
その他	5,923	6,298	6,390	6,864
商品有価証券	0	0	0	0
有 価 証 券	8,740	9,360	8,733	10,010
国 債	3,376	4,097	3,302	4,032
その他	5,363	5,262	5,430	5,977
総 資 産	24,400	25,893	25,940	27,645
内 国 為 替 取 扱 高	121,648	119,168	122,276	124,160
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,043	百万ドル 1,453	百万ドル 1,552	百万ドル 1,314
経 常 利 益	百万円 5,585	百万円 7,088	百万円 6,118	百万円 8,865
当 期 純 利 益	百万円 2,511	百万円 3,347	百万円 3,429	百万円 6,186
1株当たり当期純利益	円 銭 12.99	円 銭 17.58	円 銭 18.14	円 銭 32.91

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,423人	1,469人
平 均 年 齢	38年 6月	37年 11月
平 均 勤 続 年 数	16年 3月	15年 6月
平 均 給 与 月 額	384千円	383千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成26年3月中（前年度は平成25年3月中）の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			当 年 度 末		前 年 度 末	
秋	田	県	82店	うち出張所 (1)	83店	うち出張所 (1)
北	海	道	2	(一)	2	(一)
青	森	県	3	(一)	3	(一)
岩	手	県	1	(一)	1	(一)
宮	城	県	2	(一)	2	(一)
福	島	県	5	(一)	5	(一)
新	潟	県	1	(一)	1	(一)
東	京	都	1	(一)	1	(一)
合 計			97	(1)	98	(1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を171か所（前年度末171か所）設置しております。
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を73か所および株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を172か所それぞれ設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において営業所は新設しておりませんが、能代駅前支店（能代市）を能代支店（能代市）に統合いたしました。

なお、店舗外現金自動設備については、土崎支店いとく土崎みなと店出張所、本荘東支店カダレ出張所および能代支店能代駅前出張所の3か所を新設するとともに、本荘支店コメリ本荘戸町店出張所、能代支店コメリ能代店出張所および湯沢支店湯沢市役所出張所の3か所を廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	2,985
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 の 新 築 ・ 改 修、 設 備 更 新	2,109
ソ フ ト ウ ェ ア	338
事 務 機 器 等 の 新 設 ・ 更 新	332
現 金 自 動 受 払 機 の 更 新	179

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
(株)秋銀ビジネスサービス	秋田市山王三丁目2番1号	現金精査・整理業務	昭和56年 1月16日	30百万円	100.00%	
(株)秋田ランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リース業務	昭和50年 5月29日	50	5.00	
(株)秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保証業務	昭和54年 10月3日	420	98.04	
(株)秋田ジェシーピーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カード業務	昭和61年 4月2日	50	5.00	
(株)秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カード業務	平成2年 8月8日	50	5.00	

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。

- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湊 屋 隆 夫	取締役頭取 (代表取締役) 監査部担当		
佐々木 忠 夫	専務取締役 (代表取締役) 秘書室、経営企画部 およびコンプライアンス統括部担当		
新 谷 明 弘	専務取締役 (代表取締役) 経営管理部、証券国際部、市場運用部 および東京事務所担当		
東海林 利 夫	常務取締役 事務本部長 事務本部および審査部担当		
西 村 典 剛	常務取締役 営業本部長 営業本部担当		
大 淵 宏 見	取締役 執行役員経営管理部長		
佐々木 利 幸	取締役 執行役員本店営業部長		
小 野 秀 人	取締役 執行役員経営企画部長兼広報CSR室 長		
工 藤 孝 徳	取締役 執行役員営業副本部長兼地域サポート 部長		
渡 邊 靖 彦	取締役 (社外)	秋田中央交通株式会社 代表取締役社長 秋田中央トランスポート 株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭	
中 田 博	常勤監査役		
佐 藤 隆 夫	常勤監査役		
豊 口 祐 一	監査役 (社外)	豊口法律事務所所長	
西 村 紀一郎	監査役 (社外)	株式会社山二 代表取締役社長 山二施設工業株式会社 代表取締役 山二建設資材株式会社 代表取締役	

- (注) 1. 取締役渡邊靖彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役豊口祐一および西村紀一郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役豊口祐一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在任期間をもとに、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12名	161 (37)
監 査 役	4名	38
計	16名	199 (37)

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額17百万円を含めており、それらを()内書きしております。また、上記取締役および監査役の支給人数および報酬等の金額には、平成25年6月27日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含めております。
2. 平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額(使用人としての報酬を除く。)は、取締役が年額173百万円、監査役が年額50百万円であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等の限度額は、年額30百万円であります。
3. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬51百万円を支給しております。
4. 平成25年6月27日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対し、役員退職慰労金66百万円を支給しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
渡邊 靖彦	秋田中央交通株式会社代表取締役社長 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭
豊口 祐一	豊口法律事務所所長
西村 紀一郎	株式会社山二代表取締役社長 山二施設工業株式会社代表取締役 山二建設資材株式会社代表取締役

- (注) 1. 渡邊靖彦および西村紀一郎の両氏の「兼職その他の状況」には重要なものを記載しております。
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における 発言その他の活動状況
取締役 渡邊 靖彦	12年9か月	当期開催の取締役会 14回中13回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
監査役 豊口 祐一	8年9か月	当期開催の取締役会 14回、監査役会17回 全て出席	弁護士としての立場から発言を行っております。
監査役 西村紀一郎	1年9か月	当期開催の取締役会 14回、監査役会17回 全て出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役および社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である渡邊靖彦氏ならびに社外監査役である豊口祐一および西村紀一郎の両氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	8 (0)	—

(注) 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額35万円を含めており、それを () 内書きしております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	687,455千株
	発行済株式の総数	193,936千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 10,577名

(3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	8,046千株	4.27%
株式会社損害保険ジャパン	7,492	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,287	3.86
日本生命保険相互会社	6,794	3.60
秋田銀行職員持株会	5,562	2.95
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,558	2.42
東京海上日動火災保険株式会社	3,869	2.05
住友生命保険相互会社	3,447	1.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,969	1.57
三井住友海上火災保険株式会社	2,928	1.55

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（5,602,413株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得状況)

平成25年8月22日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、同決議に基づき取得した自己株式の当期の取得状況は以下のとおりであります。

- a 取得した株式の総数
2,977,000株
- b 株式の取得価額の総額
806,767,000円

(参考)

上記取締役会での決議内容

取得する株式の種類

当行普通株式

取得する株式の総数

3,200,000株 (上限)

株式の取得価額の総額

896,000,000円 (上限)

取得日

平成25年8月23日

(従業員持株会信託型E S O P)

当行は、平成23年3月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生 of 拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」を導入しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社秋田銀行第1回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成21年7月31日 ③ 新株予約権の数 173個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式17,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成21年8月1日から平成51年7月31日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 	4名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社秋田銀行第2回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成22年7月30日 ③ 新株予約権の数 249個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式24,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成52年7月30日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社秋田銀行第3回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成23年7月29日 ③ 新株予約権の数 408個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式40,800株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成53年7月29日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 	5名
	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社秋田銀行第4回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成24年7月31日 ③ 新株予約権の数 466個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式46,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成24年8月1日から平成54年7月31日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 	

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社秋田銀行第5回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成25年7月31日 ③ 新株予約権の数 716個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式71,600株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成25年8月1日から平成55年7月31日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 	9名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 渡邊 雅章 指定有限責任社員 根津 昌史 指定有限責任社員 高橋 和典	56	—

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
2. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の決定を行うことを方針として定めております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。
- b 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- c コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・担当者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- d コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会、監査役に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役は、その結果を取締役会へ報告する。
- e 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。この体制には、コンプライアンス相談窓口のほか、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる「あきぎんヘルプライン」も含む。
- f 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会等の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- b リスク管理に関する統括部門として、経営企画部内にリスク統括室を設置する。

- c 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。
- b 経営計画は取締役会において決定し、決定された経営計画は行内に周知する。
- c 経営計画の進捗状況については、3か月に1回取締役会に対して報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。
- d 各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を構築する。なお、効率的な業務体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

(5) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 当行およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。
- b 経営企画部を担当する取締役は、グループ会社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。
- c 監査部は、グループ各社に対する内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査役に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。
- d コンプライアンス統括部および経営管理部に「あきぎんヘルプライン」窓口を設置し、グループ各社職員による法令違反の疑義ある行為等の通報を可能とし、通報を受けた窓口はただちに通報事項を所管する取締役に対して報告を行う。
- e 当行およびグループ各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当行の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
- b 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当行および当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談窓口」または「あきぎんヘルプライン」による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。
- b 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

該当事項はありません。

第111期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	30,895	39,785
貸付金	20,518	
有価証券	9,881	
出証書	279	
現預金	1	
引当金	116	
その他	17	
引当金	81	
引当金	5,770	
引当金	1,852	
引当金	3,918	
引当金	2,203	
引当金	406	
引当金	2	
引当金	1,730	
引当金	63	
引当金	0	
引当金	915	
引当金	7	
引当金	327	
引当金	580	
引当金	1,898	30,919
引当金	1,199	
引当金	127	
引当金	25	
引当金	5	
引当金	22	
引当金	432	
引当金	84	
引当金	2,721	
引当金	299	
引当金	2,422	
引当金	844	
引当金	458	
引当金	385	
引当金	24,482	
引当金	972	
引当金	323	
引当金	10	
引当金	105	
引当金	0	
引当金	532	
経常利益	8,865	

(単位：百万円)

科 目							金 額
特 別 利 益	固 定 資 産	過 去 勤 務 費	処 用 費	処 用 費	分 却	益	2,694
特 別 損 失	固 定 資 産	減 損	損 失	損 失	分 却	損 失	1,042
税 引 前 当 期 純 利 益	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	10,517
法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	1,297
法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	3,033
法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	4,331
法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	法 人 税	6,186

第111期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	14,100	6,268	—	6,268
当期変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			20	20
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	20	20
当期末残高	14,100	6,268	20	6,288

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	14,100	238	77,311	4,235	95,885	△1,315	114,939
当期変動額							
剰余金の配当				△1,128	△1,128		△1,128
固定資産圧縮積立金の 取崩		△26		26			—
別途積立金の積立			2,000	△2,000			—
当期純利益				6,186	6,186		6,186
自己株式の取得						△813	△813
自己株式の処分						207	227
土地再評価差額金の 取崩				329	329		329
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△26	2,000	3,414	5,387	△606	4,801
当期末残高	14,100	211	79,311	7,650	101,273	△1,921	119,741

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	22,568	△921	3,255	24,902	45	139,887
当期変動額						
剰余金の配当						△1,128
固定資産圧縮積立金の 取崩						—
別途積立金の積立						—
当期純利益						6,186
自己株式の取得						△813
自己株式の処分						227
土地再評価差額金の 取崩						329
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	291	309	△329	271	3	275
当期変動額合計	291	309	△329	271	3	5,076
当期末残高	22,859	△612	2,926	25,173	48	144,964

(平成26年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	148,214	預 金	2,361,139
コールローン及び買入手形	85,408	譲 渡 性 預 金	128,160
買入金銭債権	11,994	コールマネー及び売渡手形	11,803
商品有価証券	14	債券貸借取引受入担保金	68,053
金銭の信託	10	借 用 金	18,325
有 価 証 券	1,001,004	外 国 為 替	95
貸 出 金	1,492,728	そ の 他 負 債	11,787
外 国 為 替	916	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	19,444	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,825
有 形 固 定 資 産	21,649	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	28
建 物	8,337	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	582
土 地	11,257	偶 発 損 失 引 当 金	561
建 設 仮 勘 定	217	繰 延 税 金 負 債	3,998
その他の有形固定資産	1,837	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,999
無 形 固 定 資 産	1,423	支 払 承 諾	7,500
ソ フ ト ウ ェ ア	1,166	負 債 の 部 合 計	2,621,882
その他の無形固定資産	257	(純資産の部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,921	資 本 金	14,100
繰 延 税 金 資 産	184	資 本 剰 余 金	6,291
支 払 承 諾 見 返	7,500	利 益 剰 余 金	103,895
貸 倒 引 当 金	△21,744	自 己 株 式	△1,921
投 資 損 失 引 当 金	△2	株 主 資 本 合 計	122,367
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,886
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△612
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,926
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,399
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	22,801
		新 株 予 約 権	48
		少 数 株 主 持 分	5,571
		純 資 産 の 部 合 計	150,788
資 産 の 部 合 計	2,772,671	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,772,671

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		45,127
資金運用収益	31,031	
貸出金利	20,625	
有価証券利息	9,889	
コールローン利息及び買入手形利息	279	
買預金の先利	1	
その他の受入利息	124	
役務の引当	110	
その他の業務収益	6,609	
その他の業務収益	6,556	
貸倒引当金戻入益	930	
償却債権取立益	12	
その他の経常収益	7	
	911	
経常費用		35,300
資金調達費用	1,928	
預渡金性預金利息	1,199	
コールマネー利息及び売渡手形利息	126	
債券貸借取引支払利息	25	
借入金の支払利息	5	
その他の支払利息	53	
役務の引当	517	
その他の業務費用	2,401	
その他の業務費用	4,777	
その他の業務費用	25,289	
その他の経常費用	903	
	903	
経常利益		9,826
特別利益		2,694
固定資産処分益	56	
過去の勤務費用償却	2,638	
特別損失		1,043
固定資産処分損失	287	
減損損失	756	
税金等調整前当期純利益		11,478
法人税、住民税及び事業税	1,507	
法人税等調整額	3,086	
法人税等合計		4,594
少数株主損益調整前当期純利益		6,883
少数株主利益		184
当期純利益		6,699

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	14,100	6,271	97,995	△1,315	117,052
当期変動額					
剰余金の配当			△1,128		△1,128
当期純利益			6,699		6,699
自己株式の取得				△813	△813
自己株式の処分		20		207	227
土地再評価差額金の 取崩			329		329
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	20	5,900	△606	5,314
当期末残高	14,100	6,291	103,895	△1,921	122,367

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
当期首残高	22,585	△921	3,255	—	24,919
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の 取崩					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	300	309	△329	△2,399	△2,118
当期変動額合計	300	309	△329	△2,399	△2,118
当期末残高	22,886	△612	2,926	△2,399	22,801

(単位：百万円)

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	45	5,367	147,384
当期変動額			
剰余金の配当			△1,128
当期純利益			6,699
自己株式の取得			△813
自己株式の処分			227
土地再評価差額金の 取崩			329
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3	204	△1,911
当期変動額合計	3	204	3,403
当期末残高	48	5,571	150,788

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊 雅 章	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 津 昌 史	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 和 典	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊 雅 章	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 津 昌 史	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 和 典	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成26年5月12日

株式会社 秋田銀行 監査役会

監 査 役 (常勤) 中 田 博 ㊟

監 査 役 (常勤) 佐 藤 隆 夫 ㊟

監 査 役 豊 口 祐 一 ㊟

監 査 役 西 村 紀 一 郎 ㊟

(注) 監査役 豊口祐一および監査役 西村紀一郎は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

(以 上)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

第111期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円

総額565,002,078円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月30日

2 別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るために1名増員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
1	<p>みよと や たか お 湊 屋 隆 夫 (昭和26年9月25日)</p>	<p>昭和50年4月 当銀行入行 平成9年6月 同 本店営業部次長兼外国為替課長 平成11年2月 同 仙台支店長 平成13年6月 同 取締役審査部長兼企業経営支援室長 平成17年6月 同 取締役執行役員営業本部長兼営業支援部長 平成19年6月 同 常務取締役 平成21年6月 同 代表取締役専務 平成23年6月 同 代表取締役専務営業本部長 平成25年6月 同 代表取締役頭取（現任）</p>	30,402株
2	<p>ささき ただ お 佐々木 忠 夫 (昭和27年4月23日)</p>	<p>昭和50年4月 当銀行入行 平成9年6月 同 札幌支店長 平成12年3月 同 営業本部営業渉外部長 平成13年6月 同 総合企画部長兼広報室長 平成15年6月 同 取締役総合企画部長兼広報室長 平成16年7月 同 取締役経営企画部長兼広報室長 平成17年6月 同 取締役執行役員経営管理部長 平成19年6月 同 常務取締役 平成23年6月 同 代表取締役専務（現任）</p>	35,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行 の 株 式 の 数
3	あら や あき ひろ 新 谷 明 弘 (昭和30年2月9日)	昭和52年4月 当銀行入行 平成11年4月 同 人事部次長 平成14年3月 同 県庁支店長 平成17年6月 同 執行役員本店営業部長 平成19年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室 長 平成22年4月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室 長兼コンプライアンス統括部長 平成22年5月 同 常務取締役経営企画部長兼広報室長兼 コンプライアンス統括部長 平成22年6月 同 常務取締役経営企画部長兼広報室長 平成23年6月 同 常務取締役事務本部長 平成25年6月 同 代表取締役専務 (現任)	23,000株
4	しょうじ とし お 東海林 利 夫 (昭和30年1月5日)	昭和52年4月 当銀行入行 平成12年3月 同 営業統括部次長 平成14年3月 同 横手支店長 平成17年6月 同 県庁支店長 平成19年6月 同 執行役員経営管理部長 平成21年6月 同 取締役執行役員経営管理部長 平成22年6月 同 取締役執行役員審査部長兼企業経営支 援室長 平成23年6月 同 常務取締役 平成25年6月 同 常務取締役事務本部長 (現任)	14,000株
5	にし むら のり たけ 西 村 典 剛 (昭和28年11月10日)	昭和52年4月 当銀行入行 平成16年7月 同 営業支援部次長 平成17年6月 同 営業支援部副部長 平成18年4月 同 大曲支店長 平成20年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成21年6月 同 執行役員本店営業部長 平成22年6月 同 取締役執行役員本店営業部長 平成23年6月 同 取締役執行役員地域サポート部長兼公 務室長 平成24年6月 同 取締役執行役員営業副本部長兼地域サ ポート部長兼公務室長 平成25年6月 同 常務取締役営業本部長 (現任)	13,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行 の 株 式 の 数
6	わた なべ やす ひこ 渡 邊 靖 彦 (昭和14年5月12日)	昭和48年 5 月 秋田中央交通株式会社代表取締役社長（現任） 昭和54年 6 月 株式会社秋田中央観光社（現 秋田中央交通株式会社）代表取締役会長 昭和54年12月 当銀行監査役 平成 7 年 8 月 秋田商工会議所副会頭 平成13年 6 月 当銀行取締役（現任） 平成16年10月 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役社長 平成16年11月 秋田商工会議所会頭 平成22年 9 月 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長（現任） 平成26年 1 月 秋田商工会議所名誉会頭（現任）	363,552株
7	とよ ぐち ゆう いち 豊 口 祐 一 (昭和15年11月25日)	昭和47年 4 月 弁護士登録 昭和48年 8 月 豊口法律事務所所長（現任） 昭和48年10月 秋田家裁・秋田簡裁調停委員 昭和62年 7 月 秋田県収用委員会会長 平成 元 年 3 月 秋田弁護士会会長 平成 元 年 4 月 日本弁護士連合会理事 平成 元 年 5 月 東北弁護士連合会副会長 平成17年 6 月 当銀行監査役（現任）	13,000株
8	さ さ き と し ゆき 佐々木 利 幸 (昭和34年5月16日)	昭和57年 4 月 当銀行入行 平成12年 3 月 同 営業統括部部长代理 平成16年 3 月 同 秋田支店長 平成18年 6 月 同 郡山支店長 平成21年 6 月 同 東京支店長兼東京事務所長 平成23年 6 月 同 執行役員本店営業部長 平成25年 6 月 同 取締役執行役員本店営業部長（現任）	14,000株
9	お の ひで と 小 野 秀 人 (昭和34年3月26日)	昭和57年 4 月 当銀行入行 平成12年 4 月 同 人事部部長代理 平成16年 4 月 同 福島支店長 平成18年 6 月 同 土崎エリア統括土崎支店長 平成21年 6 月 同 仙台支店長 平成23年 6 月 同 執行役員事務統括部長 平成25年 6 月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CS R室長（現任）	18,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
10	工藤 孝徳 (昭和36年1月22日)	昭和58年4月 当銀行入行 平成17年4月 同 経営企画部次長 平成18年4月 同 新潟支店長 平成20年6月 同 証券国際部長 平成22年6月 同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長 平成23年6月 同 執行役員経営企画部長兼広報CSR室長 平成25年6月 同 取締役執行役員営業副本部長兼地域サポート部長(現任)	8,000株
11	髙田 眞平 (昭和33年10月24日)	昭和57年4月 当銀行入行 平成19年3月 同 牛島支店長 平成21年6月 同 郡山支店長 平成23年6月 同 東京支店長兼東京事務所長 平成24年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成25年6月 同 執行役員地区統括役員(雄平地区)(現任)	13,000株

- (注) 1. 渡邊靖彦氏は、秋田中央交通株式会社代表取締役であり、同社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊靖彦、豊口祐一の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 渡邊靖彦氏につきましては、地元企業の経営者として、更には、秋田商工会議所名誉会頭としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 豊口祐一氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当行の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役または社外監査役に就任してからの年数について
- ① 渡邊靖彦氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって13年となります。
- ② 豊口祐一氏は現任の社外監査役であり、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

社外取締役候補者の渡邊靖彦氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は同様の契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者の豊口祐一氏につきましては、当行との間で社外監査役として責任限定契約を締結しており、同氏が社外取締役に就任した場合は、就任後に同様の契約を締結する予定であります。

当行と社外取締役との間の責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 取締役候補者の当行における地位及び担当につきましては、13頁も併せてご覧ください。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役中田博、豊口祐一の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任されます監査役の任期は、定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当銀行 の 株 式 の 数
1	おお ぶち ひろ み 大 淵 宏 見 (昭和32年2月3日)	昭和54年4月 当銀行入行 平成11年6月 同 秘書室長 平成14年3月 同 河原町支店長 平成17年6月 同 横手支店長 平成19年4月 同 本荘支店長 平成22年6月 同 執行役員県庁支店長 平成24年6月 同 取締役執行役員経営管理部長 (現任)	15,000株
2	きた じま まさし 北 嶋 正 (昭和23年1月2日)	昭和49年10月 株式会社彌高会館 (現株式会社イヤタカ) 設立に参画 平成2年3月 株式会社イヤタカ代表取締役社長 (現任) 平成10年3月 株式会社プロデュース・プロ代表取締役 平成21年10月 株式会社ラウンドアバウト取締役会長 (現 任) 平成25年4月 秋田ビューティーアカデミー株式会社代表 取締役社長 (現任) 平成26年3月 株式会社プロデュース・プロ代表取締役会 長 (現任)	15,502株

- (注) 1. 北嶋正氏は、株式会社イヤタカおよび株式会社プロデュース・プロの代表取締役であり、各社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の監査役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 北嶋正氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由について
北嶋正氏につきましては、地元企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当行の監査に反映していただくために、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役候補者との責任限定契約について
当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。
社外監査役候補者の北嶋正氏が監査役に就任した場合は、就任後に責任限定契約を締結する予定であります。
当行と社外監査役との間の責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 監査役候補者の当行における地位及び担当につきましては、13頁も併せてご覧ください。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ全社外監査役の補欠社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補 欠 監 査 役 候 補 者

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当銀行 の 株 式 の 数
松 井 秀 樹 (昭和39年10月27日)	平成2年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律 事務所）入所 平成9年4月 同法律事務所パートナー（現任） 平成16年4月 東京大学大学院法学政治学研究所客員助教 授	0株

(注) 1. 松井秀樹氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当行と同法律事務所との間には顧問契約があります。

2. 松井秀樹氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

松井秀樹氏につきましては、弁護士として企業法務に関して豊富な経験、実績を有しており、その専門的知見を当行の監査に反映していただくために、社外監査役の補欠監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。松井秀樹氏が監査役に就任した場合は、就任後に責任限定契約を締結する予定であります。

当行と社外監査役との間の責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(以 上)

株主総会会場ご案内略図

会 場 秋田市山王三丁目2番1号

秋田銀行本店10階大会議室

電 話 (018) 863-1212 (代表)

